

店頭外国為替証拠金取引説明書（個人） 改訂事項

旧	新（改訂事項）
第2章 お取引について 2-2FX取引ルール	第2章 お取引について 2-2FX取引ルール
ルール26 注文の執行（新設）	ルール26 注文の執行（新設）
<p>（新設）</p>	<p>(1) 成行注文(クイックトレード) 当注文は、お客様が取引画面にて発注ボタンをクリックした時点において、当該画面に表示されている価格を注文価格として発注されます。お客様の注文を当社で受注した時の配信価格が、お客様の注文価格と一致するかお客さまに有利な価格であった場合、当該注文価格で約定します。 ただし、お客様が注文時に許容スリップを設定されている場合には、当該設定範囲以内であれば、受注した時の配信価格で約定します。 なお、当該設定範囲を越えてお客さまに不利に変動した場合には、お客様の注文は失効しますが、当該設定範囲を越えてお客さまに有利に変動した場合には当該設定範囲上限の価格で約定します。 以上の仕組みから、許容スリップを設定した場合には、お客様の注文時に画面に表示されている価格（＝注文価格）と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。（いずれも、お客様が設定したスリップページ許容範囲以内に限定されます。） 当注文は、取引時間中のみ行うことができます。当注文は、受付順に約定しますが、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えて受注した場合、お客様の注文が約定できず、失効する場合があります。</p> <p>(2) 指値注文 当注文は、お客様が注文価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以上、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以下になった時点で、当該注文価格を以って約定します。（そのため約定時点の配信価格と比べて、約定価格が不利に約定する場合があります。） また、週明けやメンテナンス明けの取引開始時においても同様の仕組みで当該注文価格を以って約定するため、実勢価格から不利な方向に乖離した約定価格となり、お客さまに損失が発生する場合があります。 当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。 また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあり、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。</p> <p>(3) 逆指値注文 当注文は、お客様があらかじめ執行の条件となる価格を指定して行う注文で、当社がお客様に配信する価格が、売り注文の場合は、お客様が指定した価格以下、買い注文の場合は、お客様が指定した価格以上になった時点で、当該配信価格で約定します。そのため実際の約定価格は、お客様の指定した価格に比べて不利になる場合があります。 当注文は、取引時間外に発注することも可能で、有効期限が終了するまで、上述の条件で約定するか、取り消されるまで失効しません。 また、相場急変時や注文の集中等により、当社のカバー先が応じることができる数量を超えた場合、お客様の注文が約定できないことがあり、その場合も注文は失効せず、次に執行条件を満たしたときに、再度注文の執行を行います。</p>
2-4.店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項（条文追加）	2-4.店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項（条文追加）
<p>（条文追加）</p>	<p>(23) 顧客にとって不利なスリップページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリップページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること。 (24) 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリップページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリップページの範囲よりも広く設定すること。（顧客がスリップページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリップページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリップページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。） (25) 顧客にとって不利なスリップページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリップページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。</p>
	<p>平成25年12月1日改訂</p>